

常務理事

中島 公博
Kimihiro NAKAJIMA
北海道・五稜会病院



常務理事就任のご挨拶

過日の日本精神科病院協会（日精協）社員総会により、日精協の理事に再就任となりました。今回で7期、13年目となります。推薦していただいた北海道地区ならびに日精協の先生方には厚く感謝申し上げます。そして、理事会において令和5年度に続いて常務理事に推挙されました。

私は、これまで主に政策委員会の担当理事・担当常務理事をさせていただきましました。令和7年度は、政策委員会を卒業し、新たに病院経営管理委員会の担当となります。何ぶん初めてのことで、担当副会長の野木渡先生、担当理事の深澤隆先生、そして委員の先生方のお知恵を拝借しながら与えられた業務を精一杯担っていきたく存じます。

これまで、政策委員会在任中に責任者として担当した厚生労働省の障害者総合福祉推進事業の内容を振り返ってみます。

平成26年度障害者総合福祉推進事業（10番）「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」：本研究では、「改正精神保健福祉法施行（平成26年4月）に関する業務のためのガイドライン」を作成しています。

平成27年度障害者総合福祉推進事業（27番）「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」：本事業では、「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するアドボケーターガイドライン」を策定しました。これに関連して、令和4年12月の改正精神保健福祉法で創設された「入院者訪問支援事業」にも深く関わりました。

令和3年度障害者総合福祉推進事業（45番）「行動制限最小化委員会の実態に関する研究」：行動制限の最小化を推進することが目的で、事業で

は「行動制限最小化委員会の業務のためのマニュアル」を作成しています。

そして、令和7年度障害者総合福祉推進事業（27番）「精神科病院における入退院支援等の実態把握及び課題についての研究」の担当となりました。本事業は、精神科病院における入退院支援について、支援内容、院内の支援体制および院外の地域援助事業者等との連携状況等の詳細は明らかではないことから、入退院支援の実態を把握し、課題およびその解決策の検討を行うことを目的としたものです。

虐待防止に関しては、以下の事業の構成員でした。令和2年度障害者総合福祉推進事業（42番）「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」と令和3年度（28番）「医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」の2つです。令和6年4月1日から精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することが義務付けられました。日精協の虐待防止の取り組みとして、各病院で虐待防止のための研修資料となるコンテンツを動画で作成しています。私の担当は「精神科病院における虐待防止に関して知っておくべき知識」「虐待に関して知っておくべきこと」の2つです。ほかに日精協主催の医療安全の研修会用にも虐待防止についての動画を作成しております。また、虐待防止に関する研修会の講師も数件担っております。

昨今、精神科病院の経営状況は日増しに厳しさを増しています。病院経営管理委員会でのような問題が取り上げられているのか、今後の委員会活動の中で理解を深めていきたいと考えております。私は、動画を自ら作成した経験を活かして、五稜会病院精神科教育動画ライブラリー（二次元コード参照）を開設しています。一般の人や医療関係者向けに精神科医療の理解を深め、偏見をなくすためです。病院経営に関して、少しでも示唆に富んだ提案ができれば幸いです。と思っています。

五稜会病院精神科
教育動画ライブラリー

